

請 願 番 号	請願第1号	件 名	「テロ等組織犯罪準備罪」法案は廃案にすることを求める意見書の提出についての請願
受 理 年 月 日	平成29年5月29日	請願代表者 住所・氏名	各務原市尾崎北町7丁目7番地 各務原市平和委員会 代表者 加納義久
付 託 委 員 会	総 務 常 任 委 員 会	紹 介 議 員	波多野こうめ、永治明子、杉山元則、古川明美

(請願趣旨)

「テロ等組織犯罪準備罪」法案は市民の思想や信条の自由を抑圧し、基本的人権をじゅうりんする重大な問題のある法案であり、廃案にすべきである。

(請願項目)

○「テロ等組織犯罪準備罪」法案についての衆議院での審議が尽くされないまま採決され、同法案についての疑義に対し十分説明がされたとは言えない。

○同法案導入の必要は全くない。「テロ対策」のためという理由づけは国会審議の中で破綻している。「国際組織犯罪防止条約」批准に同法は必要でなく、「テロ対策」には既に13もの国内法があり、条約は直ちに批准するべきである。

○政府は国会で「一般人には関係ない」「内心を処罰するものではない」と答えているが、対象とされる「組織犯罪集団」の定義は曖昧で、捜査機関の恣意的判断によって犯罪者とされる可能性がある。その結果、合法的な一般的な団体や組織が突然「組織犯罪集団」として捜査・監視の対象になり得る。そうさせないための歯どめがない。

○日本の刑法は既遂処罰が原則であり、「意思」を処罰することはできないのが大前提である。これまでの「共謀罪」法案が3度廃案になっているのはこうした根拠による。

「テロ等組織犯罪準備罪」法案は市民の思想や良心の自由の抑圧につながる重大な法案であり、廃案にすべきであるとの意見書を政府に提出されたい。

請 願 番 号	請願第2号	件 名	日本政府に核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書の提出についての請願
受 理 年 月 日	平成29年5月29日	請願代表者 住所・氏名	各務原市尾崎北町7丁目7番地 各務原市平和委員会 代表者 加納義久
付託委員会	総務常任委員会		

(請願趣旨)

核兵器の禁止は日本の国民的願いといっても過言ではありません。国連で核兵器禁止条約締結のための協議が行われていますが、これに日本政府が参加することを求める意見書を提出されたい。

悲惨な体験をした被爆者が地球上から核兵器をなくしてほしいと訴えています。核兵器は人類の生存と相入れない兵器であることも周知のことです。戦後72年、ようやくこの悪魔の兵器を禁止しようという国際的機運が生まれ、その協議が始まったことは歴史的にも画期的なことです。戦争による唯一の被爆国である日本は、核兵器禁止条約の締結に先頭に立って努力するべきです。意見書の提出を請願します。

(請願項目)

日本政府は核兵器禁止条約交渉会議に参加し、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書を提出されたい。

請 願 番 号	請願第3号	件 名	自治基本条例の制定に関する請願
受 理 年 月 日	平成29年5月29日	請願代表者 住所・氏名	各務原市つつじが丘五丁目121番地 海野 修治
付 託 委 員 会	総 務 常 任 委 員 会	紹 介 議 員	波多野こうめ、永治明子、杉山元則、 古川明美

(請願趣旨)

自治基本条例に係る質問を、現浅野市長が市議会議員であった平成21年3月議会で行っています。市(行政)が作成した総合計画を認めつつ、その上位の理念的な地方の憲法とも言える自治基本条例を制定し、総合計画の実現を促進すべきであると考えを示した上で、市の自治基本条例制定の予定の存否をただしています。

このとき、自治基本条例について「市民と行政と議会とが共通の認識のもとで市政運営するための基本的なルールとして、言いかえれば明文化された市民、行政、議会の合意として役割を果たすもの」との見解を述べています。

市長となった平成27年9月議会では、自治基本条例制定には否定的な見解を示しています。

平成27年度にスタートした浅野市長の新総合計画では、その目標の一番に「市民協働によるまちづくり」とし、基本理念として「市民の、市民による、市民のための市政」を明記しています。まさに自治基本条例の精神そのものです。

浅野市長には、自治基本条例制定に反対する理由は全くないと考えられます。

浅野市長は、総合計画があってその上、まちづくりミーティングやあさけんポストなど、あらゆる場面での市民との対話を通じ、市民ニーズを的確に捉え、責任を持って市政に反映するとしていますが、総合計画は市民目線ではなく、行政目線での策定であり、対話はその場限りの問題対応に終始してしまうと、また同じような問題が生じます。これらの問題が構造的な要因に起因すると考え、構造変革を目指すべきで、市民と行政の関係性のあり方を見直し、「市民の、市民による、市民のための市政」にする「自治体のかたち」を構造的に変革するために、自治基本条例が必要であると考えます。

(請願項目)

市長に対し、自治基本条例制定を市議会として要請するよう請願します。

請 願 番 号	請願第4号	件 名	市議会基本条例の制定に関する請願
受 理 年 月 日	平成29年5月29日	請願代表者 住所・氏名	各務原市つつじが丘五丁目121番地 海野 修治
付 託 委 員 会	議 会 運 営 委 員 会	紹 介 議 員	波多野こうめ、永治明子、杉山元則、 古川明美
<p>(請願趣旨)</p> <p>私たちの各務原市は、地方自治体として、市民のよりよい暮らしと幸せを願い、運営されなければなりません。この目的を実現するため、意思決定機関である市議会は、二元代表制の一方の機関として、市民の多様な意見を代表して議論し、市長その他の執行機関の活動を監視する機能、市長等の政策を適正に修正する機能、市民の意見を集約し政策を形成する機能などの役割を担っています。今後「地方主権の時代」の到来を見据えるとき、市議会の役割は、さらに重要になってくることは自明の理です。</p> <p>各務原市議会は、「開かれた議会」として、市民にもっとよく見え、わかりやすく、市民が参画できる議会に、そして、合議機関として市民と一緒に考えながら、さらに徹底した議員間の議論・討議を活発化するとともに、議論を尽くした上で多様な意見を集約し、政策立案及び政策提言を行うべきです。</p> <p>市議会改革を進めるため、市議会についての最高規範としての「各務原市議会基本条例」の制定を請願するものです。</p> <p>(請願項目)</p> <p>「各務原市議会基本条例」を制定してください。</p>			

請 願 番 号	請願第5号	件 名	各務原市議会議員の政務活動費の領収書等の議会ホームページでの公開等を求める請願
受 理 年 月 日	平成29年5月29日	請願代表者 住所・氏名	各務原市つつじが丘五丁目121番地 海野 修治
付 託 委 員 会	議 会 運 営 委 員 会	紹 介 議 員	波多野こうめ、永治明子、杉山元則、古川明美

(請願趣旨)

政務活動費の支出に係る収支報告書に添付して提出される領収書等を、議会のホームページで公開してください。

(請願項目)

1 各務原市議会議員に交付される政務活動費については、「各務原市議会政務活動費の交付に関する条例」により、議員は毎年度の政務活動費の支出に係る収支報告書と領収書等を議長に提出しなければならない、議長は保存する収支報告書等及び領収書等を閲覧に供する、旨が定められています。

2 しかしながら収支報告書と領収書等の閲覧は、紙ベースで閲覧することしかできないため、市民が閲覧するには平日の昼間に議会に赴かなければなりません。また、領収書等は膨大なため、写しの交付を受けて持ち帰ろうとする市民は複写費用を支払わなければならない、全部の領収書等の写しを入手するには多額の費用が必要になります。また、請求の都度写しを作成する事務職員の負担も無視できません。こうした不十分な制度が、議会へのアクセスを事実上阻害し、政務活動費の不正の温床をつくっています。政務活動費の不正が発覚した富山市議会を見ても、領収書の写しを誰もが容易に入手することができる制度が整っていれば、あれほど組織的で悪質な政務活動費の不正は防げたと考えます。

3 政務活動費の使途を、真に市民に向けて透明なものにするためには、市民が、いつでも安価かつ容易に、政務活動費の使途の情報を得られることが不可欠です。そのためには、議長に提出された収支報告書と領収書等を議会のホームページで公開し閲覧できるようにすることが必要です。

一方、収支報告書・領収書を議会ホームページで公開する自治体は、全国的に加速度的に増加しています。県内では、政務活動費を交付する自治体議会は16ありますが、収支報告書と領収書等のホームページ公開は、中津川市議会、可児市議会が既に実施し、恵那市議会も今後の実施を決定しています。

領収書等のホームページでの公開は、政務活動費情報の公開に不可欠です。

4 以上の理由により、一日も早く、領収書等の議会ホームページでの公開を実現するべきです。